

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 10 月 7 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600181号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600137号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年10月1日、喪失年月日を昭和20年6月1日、また、同社D支店における同資格の取得年月日を昭和20年6月1日、喪失年月日を昭和22年9月1日とし、昭和19年10月から昭和22年8月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和19年10月1日から昭和22年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年10月1日から昭和22年9月1日まで

女学校を卒業した昭和18年にA社に入社し、同社C支店(以下「C支店」という。)に勤務した後、同支店が空襲で焼失してからは同社D支店(以下「D支店」という。)に異動し、昭和33年まで勤務した。

A社に勤務した期間のうち、昭和22年9月1日以降の期間については、脱退手当金を受け取ったことを覚えているが、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る人事記録により、請求者が昭和18年3月23日にA社に入社し、昭和33年12月31日に退職(昭和20年6月1日にC支店からD支店に異動)したことが認められる。

また、B社は、「A社においては、昭和19年6月以前の国内在籍者全員が団体郵便年金に加入し、同年10月1日以降の厚生年金保険は適用除外申請をしていた。」旨回答しているところ、当時、団体郵便年金加入者が厚生年金保険の被保険者となる場合、申請により、厚生年金保険の適用を除外する旨の調整が行われていた。

さらに、前述の適用を除外する旨の調整が昭和22年9月1日に廃止されたことに伴い、同日まで厚生年金保険の適用を除外されていた者は、同日以降、厚生年金保険被保険者になるとともに、申請により、適用を除外されていた期間を厚生年金保険の被保険者期間として移管することができたところ、社会保険庁(当時)の資料によれば、厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)に団体郵便年金加入の表示がある場合は、団体郵便年金加入により厚生年金保険の適用を除外された期間について、昭和22年9月1日を限度とし、厚生年金保険の被保険者期間として認めるとされている。

一方、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票(以下「索引票」という。)を見ると、請求者は昭和19年6月1日に被保険者資格を取得しているところ、当該資格取得に係る旧台帳は見当たらないが、D支店に係る厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)を見ると、当該索引票に記載された厚生年金保険被保険者台帳記号番号(以下「記号番号」という。)と同一記号番号の請求者に係る記録が確認でき、当該記録には、資格取得日及び資格

喪失日は記載されていないが、請求期間中の昭和 21 年 4 月及び同年 6 月の随時改定記録並びに「郵」の記載が確認できる。

また、請求者は、前述の適用を除外する旨の調整が廃止された昭和 22 年 9 月 1 日に、前述の索引票に記載された記号番号とは別の記号番号により、D支店において厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、B社は、「昭和 22 年 9 月に団体郵便年金が廃止されるに伴い、昭和 22 年 9 月 1 日の在籍者全員について厚生年金保険の資格取得届を提出した。」旨回答しており、請求者の当該資格取得に係る記録は、脱退手当金支給済記録となっている。

さらに、前述の人事記録には、請求者がC支店に勤務していた旨記載されているところ、同支店に係る被保険者名簿は見当たらず、日本年金機構Eセンターは、同支店名の適用事業所は無い旨回答しているものの、請求者の昭和 19 年 6 月 1 日資格取得に係る記号番号の直近の記号番号の被保険者に係る旧台帳を見ると、同支店における昭和 19 年 6 月 1 日から昭和 20 年 5 月 31 日までの期間の被保険者記録が記載されていることから、同支店は、少なくとも当該期間においては厚生年金保険の適用事業所であったと推認できる。

加えて、前述の索引票の記録によると、請求者は、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、女性労働者に係る同日から同年 10 月 1 日までの期間は、厚生年金保険制度発足時の、保険料の徴収が行われない期間に当たるため、当該期間は、制度上、被保険者期間に算入されない期間となる。

これらを総合的に判断すると、請求期間について、当初、請求者は団体郵便年金に加入していたため、厚生年金保険の適用を除外されていた期間であったが、後に厚生年金保険の被保険者期間として移管されたと認められることから、請求者のC支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 19 年 10 月 1 日、喪失年月日を昭和 20 年 6 月 1 日とし、D支店における同資格の取得年月日を昭和 20 年 6 月 1 日、喪失年月日を昭和 22 年 9 月 1 日とすることが妥当である。

また、昭和 19 年 10 月から昭和 22 年 8 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条に基づき 1 万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600196号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600135号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年9月5日から昭和59年1月10日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格取得日が昭和59年1月10日となっているが、同社には昭和58年9月5日にタクシー乗務員として入社し、当該入社日から厚生年金保険に加入していたはずである。

入社日が確認できる就労証明書を提出するので、調査の上、請求期間についてもA社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された就労証明書及び雇用保険受給資格者証の写しから判断すると、請求者が、請求期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められる場合とされているところ、A社の請求期間当時の代表取締役は既に死亡している上、同社の現取締役の一人は、「A社は休業状態であり、代表取締役とは連絡が取れない。請求期間当時の資料は一切ないため、請求期間当時における厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料の控除については不明である。」旨陳述しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録がある者及び請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日の前後2年以内に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、所在が確認できた17人に照会したところ、8人から回答又は陳述があったが、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

一方、請求者は、「請求期間当時、タクシー運転手は極端に不足しており、就職後直ちに社会保険に加入することは、タクシー業界ではごく普通の慣行だった。就労証明書のとおり昭和58年9月5日の入社と、それに付帯する社会保険関係の発効日も、この日から動かすことは難しいのではないかと考える。」旨主張している。

しかしながら、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失については、厚生年金保険法第18条第1項及び第2項において、社会保険庁長官(当時)が、事業主による届出等を確認することによりその効力を生ずるものとされているところ、i) 請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録のいずれにおいても、請求者の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、昭和59年1月10日と記録されている上、当該被保険者原票において、当該資格取得年月日が訂正された事跡はなく、当該資格取得に係る記録を社会保

険庁（当時）に送付したことを示す進達処理年月日が当該資格取得年月日から間もない昭和 59 年 1 月 17 日と記録されていること、 ii） B 公共職業安定所発行の雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書により確認できる請求者の A 社における雇用保険の被保険者資格取得年月日は、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と同日の昭和 59 年 1 月 10 日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、A 社の事業主は、請求者の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日を昭和 59 年 1 月 10 日とする届出を行ったものとするのが自然である。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600180号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600136号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年8月1日から同年11月1日まで

A社C支店に、昭和44年4月から昭和45年1月まで勤務したが、その途中の昭和44年8月1日から同年11月1日までの請求期間について、厚生年金保険の記録が無い。

請求期間も継続してA社C支店に勤務しており、同支店に勤務する者の厚生年金保険は、同社B支店で加入していたはずであるので、調査の上、請求期間を被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の事業を承継したD社は、「古い社員情報については、社内規程により廃棄しているため、請求者の在籍及び厚生年金保険加入記録の確認がとれなかった。」旨回答している上、請求期間当時のA社の代表取締役3人は全員死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において請求期間の頃に厚生年金保険の被保険者記録が有る者のうち、連絡先が判明した18人に照会し11人から回答を得たが、請求者を記憶していると回答した唯一の者は、請求者の具体的な勤務期間を記憶していない上、請求者から提出された、請求期間中の昭和44年9月21日に同社C支店の慰安旅行時に撮影したとする写真について、当該慰安旅行を記憶していると回答した者もおらず、同僚を通じても請求者の請求期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後1年以内に被保険者資格を再び取得している24人(請求者を除く。)のうち、半数以上の17人が請求者と同様に3か月後に再取得しており、当該24人のうち、連絡先が判明した6人に照会し3人から回答を得たところ、当該3人も請求者と同様に、当該喪失から再取得までの期間において、同社に継続して勤務又は在籍していた旨陳述しているものの、当該期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かについて記憶しておらず、同期間に厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。